

## 【ウィズ・アフターコロナ対応新商品開発等支援事業費補助金】

### よくあるお問い合わせQ&A

令和5年4月現在

#### 新商品等開発事業

##### 申請について

#### Q1. 対象商品はどういうものですか？

食品表示基準（平成27年内閣府令第19号）第2条第1項第1号に規定する加工食品が対象です。生鮮食品（乾燥、カットするのみ等）は対象外となります。

参考URL [食品表示基準（平成27年内閣府令第19号）第2条第1項第1号 別紙1]  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_labeling\\_act/pdf/food\\_labelingcms101\\_200716\\_19.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labelingcms101_200716_19.pdf)

#### Q2. 店頭やテイクアウトで販売するための新商品の開発は申請できますか？

店頭販売、テイクアウトで販売するのみの事業では申請できません。

ホームページやランディングページ、各種SNS等での通信販売を開始し、全国発送可能な状態とする必要があります。

#### Q3. 販路開拓事業との併用はできますか？

対象とする経費が別であれば併用できます。

年度に関わらず、新商品等開発事業と販路開拓事業それぞれで通算2回まで申請ができます。

#### Q4. 既存商品の改良とはどういうものですか？

一例としては下記のとおりです。

- ①既に店頭で販売している加工食品を、発送可能とするために包装の仕様を変更する
- ②B to Bで販売している加工食品を、B to C向けの商品とする
- ③賞味期限を10日以上にできるよう改良する

#### Q5. 要件にある専門家の指導とはどういうものですか？

よろず支援拠点、農商工連携アドバイザー、中小企業119または中小企業等経営強化法第31条第2項に定める認定経営革新等支援機関（大牟田商工会議所など）から推薦を受けた専門的な知識や経験を有するものとしています。

補助金の申請をする前に、事前に上記機関への相談をお願いします。

Q 6. 専門家への相談は交付決定以降ですか？

申請書に専門家による指導予定にチェックを入れる欄があるため、事前に認定支援機関にご相談をお願いします。

専門家への謝金は交付決定後のみ補助対象経費となりますが、よろず支援や中小企業119等の無料相談等を事前に活用し、ブランディングや課題解決の道筋について相談をしておくことも望ましいと考えています。

交付決定後の事業期間内に専門家による指導を受けることを要件としていますが、選ばれる商品づくりや商談会後の成約増等を目的としているため、取組内容やデザインの修正や見直しができる段階で指導を受けることが必要です。

Q 7. 加工食品ですが、大牟田産の農産物や特産品を利用する必要がありますか？

大牟田産の農産物や特産品の利用がなくとも申請可能です。

Q 8. パッケージの資材費、商品の製造費は対象となりますか？

商品または商品の一部として提供されるものは対象外となります。

パッケージの版代等は開発費として対象となります。

Q 9. 販促物として使用するチラシ、パンフレット、サンプル作成費は対象となりますか？

配布先、配布数量が明確に管理でき、補助対象期間内に配布したことの報告が可能なものであれば対象となり得ますのでご相談ください。

Q 10. インターネットショッピングモール（楽天市場、amazon 等）への出店費は対象となりますか？

出店費は対象外となります。

Q 11. 全国発送可能な新商品を開発しますが、店頭販売用の機器は対象となりますか？

店頭販売用冷凍庫など、製造に必要なものでないものは対象外となります。

Q 12. 小規模事業者持続化補助金や事業再構築補助金等、他の補助金との併用はできますか？

一連の同じ事業の取り組みとなる場合、併用はできません。

Q 13. 提出書類の営業許可証について。

現在、他業種の事業を行っていますが、飲食業や冷凍食品の製造販売業を始めようと考えています。申請時には営業許可が取れていませんが、申請できますか？

交付決定から事業完了までに許可が取得可能であれば申請できます。

完了報告時までに許可が出ない場合、交付決定の取り消しとなります。

**Q14. 補助金申請前から取り組んでいる事業は申請できますか？**

申請できますが、補助交付決定以降に発生する経費が補助の対象となります。  
交付決定前の発注、納品、支払分の経費は、対象となりませんので、ご注意ください。

**交付決定後の変更について**

**Q1. 申請内容の変更がありました。連絡は必要でしょうか？**

補助事業の内容等を変更するには事前の承認が必要です。  
補助事業を実施する中で、補助事業の内容（事業内容、購入する物品、時期等）又は補助対象経費の20%以上の変更、もしくは中止する場合には、所定の「様式第5号（第6条関係）補助事業の変更(中止)承認申請書」を提出し、承認を受けなければなりません。  
変更がある場合は、ご連絡ください。

**事業完了報告について**

**Q1. 補助対象期間内にどこまで完了する必要がありますか？**

この補助金は、補助対象期間内（交付決定日から令和6年2月29日（木）まで）において実施し、完了報告する事業が対象です。

補助金交付決定を受けても、定められた期日までに、完了報告書及び補助事業を実施したことが確認できる資料の提出がないと、補助金は受け取れません。

新商品開発の完了報告では、補助事業である新商品の開発、通信販売の開始、対象経費の支払い等を完了していただく必要があります。

**Q2. インターネットでの購入で領収書が出ません。どうしたらよいでしょうか？**

Web上での領収書がない場合は、注文した時の明細など、金額、品名、購入日、支払内容等が確認できるものを紙出力して提出をお願いします。